

いわき市地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 公募実施要領

1 目的

「第10次いわき市高齢者保健福祉計画」における基盤整備目標に従い、本市における地域密着型特別養護老人ホームの整備について、次により公募します。

2 公募する地域密着型特別養護老人ホームの定義

地域密着型特別養護老人ホームは、次の要件を満たしている必要があります。

〔 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が29人以下であるもの。 〕

なお、本市では、地域交流スペース（地域住民が主体となつて行う地域交流活動及び地域福祉活動に供するスペース60㎡以上）の設置を推奨しています。

3 公募により選定する整備数及び圏域

次の日常生活圏域を対象として、87床の整備を行います。

| 日常生活圏域名 | 地区・町名等 |
|-----------------|--|
| 第1圏域 平市街地 | 平、北白土、南白土、谷川瀬、鎌田、明治団地、平成、内郷小島町、小島町 |
| 第2圏域 平北部 | 上平窪、中平窪、下平窪、中塩、四ツ波、幕ノ内、鯨岡、大室、赤井、石森 |
| 第3圏域 平東部 | 中山、小泉、上高久、下高久、塩、上神谷、中神谷、下神谷、上片寄、下片寄、豊間、薄磯、沼ノ内、神谷作、上山口、下山口、山崎、菅波、荒田目、上大越、下大越、藤間、泉崎、原高野、馬目、絹谷、北神谷、水品、鶴ヶ井 |
| 第4圏域 平南部 | 上荒川、下荒川、吉野谷、自由ヶ丘、郷ヶ丘、中央台、若葉台 |
| 第8圏域 勿来中部・南部 | 錦町、勿来町、川部町、沼部町、三沢町、山玉町、瀬戸町、富津町 |
| 第9圏域 勿来北部・田人 | 植田町、後田町、仁井田町、高倉町、江畑町、添野町、石塚町、東田町、佐糠町、岩間町、小浜町、山田町、金山町、中岡町、南台、田人地区全域 |
| 第10圏域 常磐・遠野 | 常磐地区全域（若葉台を除く）、遠野地区全域 |
| 第11圏域 内郷 | 内郷地区全域（内郷小島町、小島町を除く） |
| 第12圏域 好間・三和 | 好間地区全域、三和地区全域 |
| 第13圏域 四倉・久之浜・大久 | 四倉地区全域、久之浜・大久地区全域 |
| 第14圏域 小川・川前 | 小川地区全域、川前地区全域 |

4 応募条件

応募にあたっては、次の全てを満たすことを条件とします。

- (1) 各種法令等の基準を遵守した計画であること。
- (2) 整備予定地については、災害危険区域や地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域（通称：災害レッドゾーン）に位置するものではないこと。洪

水等による浸水想定エリアや土砂災害警戒区域内への整備も可とするが、減点対象とする。整備予定地が埋蔵文化財包蔵地などの場合、関係法令等による手続きを事前に確認した上で、事業開始期限までに確実に開業ができる土地であること。

- (3) 事業候補者として選定された場合、令和9年3月31日までに事業開始できること。
- (4) 社会福祉法人格について、取得済みまたは取得見込みであること。
- (5) 事業開始にあたり、介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業を実施すること。
- (6) 事業者または法人開設予定者が「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）」第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

5 公募申込書の提出

応募の際は、「いわき市地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）公募申込書」（以下「申込書」という。）を Microsoft Word（ワード）形式（.doc または .docx）で作成かつ印刷したもの及び当該文書を保存した CD-ROM を、提出期限までに提出してください。なお、審査当日における追加資料の提出等は認められませんので、ご了承ください。申込書の様式は、市ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

6 添付書類

申込書及び CD-ROM を提出する際は、以下の書類を添付してください。

- (1) 法人の最新の定款（法人を新設する場合は、定款の素案）
- (2) 応募申込日前3カ月以内に発行された法人登記簿謄本（法人を新設する場合は、法人設立の詳細な計画書）
- (3) 事業者概要（法人を新設する場合は、その計画の概要）
 - ・ 事業経歴及び実績
 - ・ 代表者の履歴書
 - ・ 役員等の構成及びその氏名
 - ・ 事業者の概要（組織図、パンフレット等）
 - ・ 現在運営している保健福祉関係の事業がある場合は、その関係資料
- (4) 過去3年間の決算書等法人財務収支表（既存法人に限る）
- (5) 今回応募する事業に係る運営収支見込（10年程度。詳細に費用分解すること）
- (6) 事業所整備に係る資金計画書
- (7) 整備計画位置図
- (8) 整備予定地及び周辺の様子が確認できる写真
- (9) 整備を予定している土地の周辺地図（近接している道路、バス停留所等の交通機関及び住宅地・集落等が確認できるもの）
- (10) 整備予定地の登記事項証明書（応募申込日3カ月以内に発行されたもの）
- (11) 整備予定地の公図
- (12) 整備予定建物の登記事項証明書（応募申込日3カ月以内に発行されたもの（既存建

物を利用する場合に限る。))

- (13) 建物の平面図（縮尺及び主要な寸法を記載したもの。日本産業規格A列3番で作成）
- (14) 主要設備（居室、機能訓練室等）の面積一覧表
- (15) 主要設備の仕様（手すりの設置、段差の有無等）一覧表
- (16) 誓約書（別紙様式）
- (17) 工程表（任意様式）

※ 各様式は、指定したものを除き任意ですが、特別な事情がある場合を除き、用紙サイズは原則として日本産業規格A列4番でお願いします。

※ 登記及び公図については、原本を提出してください。

※ 写真については、整備予定地及び周辺の状況が分かる写真を添付してください。

※ 工程表については、事業所開設までのスケジュールが分かるもの（土地の取得や建物の着工・竣工についておおよその時期が分かるもの）を作成してください。

※ 提出書類は、可能な限り CD-ROM に文書等を保存の上、出力した書類（1部）と CD-ROM を併せて提出してください。なお、(5)については、必ず Microsoft Excel（エクセル）形式（.xls または .xlsx）で作成したデータを提出してください。

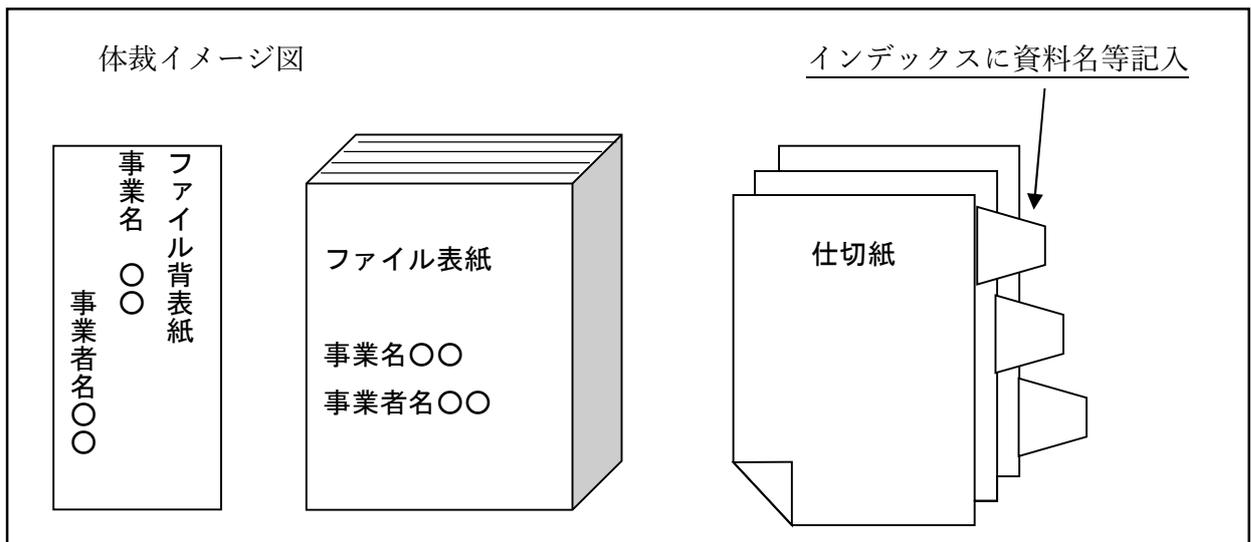
※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を追加で求めることがあります。

※ 提出書類の体裁は、次のとおり整えてください。

ア 表紙、背表紙には「事業者名」及び「公募事業名」を記載してください。

イ 公募申込書及び添付書類毎に仕切紙を挿入し、仕切紙に文字又は番号標記のインデックスを付けてください。

ウ 提出書類全体をバインダーやファイル等で綴ってください。



7 選定方法

- (1) 事業候補者は、いわき市社会福祉施設等選定審査委員会での審査を経て決定します。
- (2) 審査にあたっては、公募申込書に記入していただいた審査項目の内容について、項目ごとに評点化し、その合計点数が高い計画を選定することとします。

- (3) 審査に際して、各応募者には 10 分間のプレゼンテーションをお願いする予定です。
(ただし、新型コロナウイルス感染症の状況等により、プレゼンテーションを中止し、
書面のみでの審査とする場合があります)。
- (4) 審査の結果、審査基準を満たす事業候補者無しとなる場合があります。

8 提出期限・方法

令和7年8月22日(金)午後5時までに、いわき市役所本庁舎1階の高齢福祉課へ郵送または持参により提出してください(必着)。来庁される場合は、必ず事前にお電話等でご連絡ください。

なお、ファクシミリ及び電子メールでの各書類の提出は受け付けません。

9 審査結果の通知・公表

審査の結果については、10月中旬頃に文書で通知する予定です。また、応募の概況、決定した事業予定者名及び審査結果の概要等を、市ホームページ上にて公表します。

なお、整備事業者として選定された事業候補者以外については、応募者を特定できる情報は公表しません。

10 選定スケジュール (応募多数の場合、日程に遅れが生じることがあります。)

| | |
|-----------------------|----------------|
| 令和7年6月23日(月)～8月22日(金) | 整備希望事業者の受付 |
| 令和7年9月下旬 | 事業計画のプレゼンテーション |
| 10月中旬 | 選考結果の通知・公表(予定) |

11 補助金交付の有無

補助対象経費(建設整備経費、開設準備経費)について、「福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金」を活用できます。なお、補助金の交付を確約するものではありません。国及び県の状況により、変更になる可能性があります。

12 説明会の不開催と問合せ方法

今般の公募に係る説明会は開催せず、指定の質問票による質問を、電子メール、FAXまたは郵送にて受け付けるものとしますので、予めご了承ください。また、質問票に対する回答は、市ホームページにて原則公開します。(質問票及び詳細は、市HP参照)。

13 提出及び問合せ先

いわき市 保健福祉部 高齢福祉課 介護サービス整備係

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地
TEL 0246 (22) 7467 FAX 0246 (22) 7547
メール koreihukushi@city.iwaki.lg.jp

《注意》

- ① この公募による選定は、事業所の指定が確定されたものではありません。選定された事業所であっても、実際に指定を行う際には、その段階で設備・運営・人員等の事業所指定基準を充たすことを確認の上で指定します。
- ② 応募状況に関するお問い合わせには、一切応じません。
- ③ 応募された書類及び記録媒体については、理由の如何を問わず一切返却しません。
- ④ 応募された書類の差し替えには原則応じませんので、提出に際しては内容をいま一度ご確認ください。
- ⑤ 本件の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。